



はじめよう！判断基準

～再資源化を強みに変える第一歩～

2026年10月6日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



1.再資源化事業等高度化法の成り立ち

2.資源循環産業への3つのチャレンジ

チャレンジ1：判断基準とは

チャレンジ2：報告・公表制度について

チャレンジ3：認定制度について

3.様々な支援策を活用しよう

4.判断基準からはじめる資源循環経営



1. 再資源化事業等高度化法の成り立ち



なぜ、高度化法ができたのかな？

資源循環と脱炭素をもっと進めるためです。

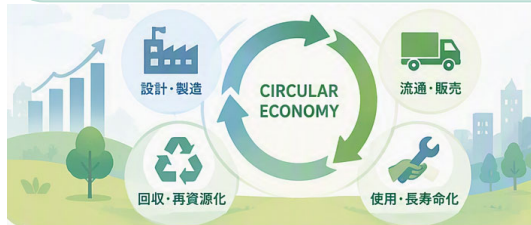


この章では、高度化法がつけられた背景とねらい、廃棄物処理法との違い、制度の全体像を確認します。

なぜ今、「高度化法」なのか

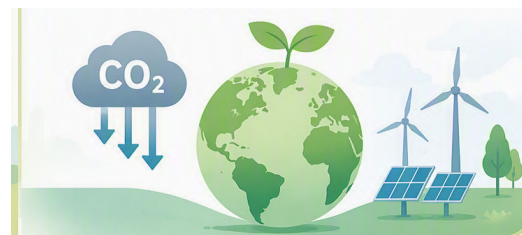
- 廃棄物処理において、社会情勢の変化により「循環経済への移行」と「脱炭素化」への対応が求められています。

背景にある変化



「循環経済への移行」による産業競争力の強化

設計から再資源化までを一つの循環としてとらえる



「脱炭素化」への対応

各工程を見直し、温室効果ガスの排出を削減する

基本的方向性



産官学・消費者も含めた連携

行政・企業・学術研究機関・消費者が役割を活かす



再生部品・再生資源の質と量の確保

安定供給と高品質化で新たな価値を創出する

高度化法のねらい

質・量の両面で資源循環を高め、温室効果ガス削減にもつなげる

背景は「循環経済への移行」と「脱炭素化」の2つですね。



詳しくはこちら



再資源化事業等高度化法 目的を一言でいうと

- 効率的な再資源化と生産性向上により、温室効果ガス削減効果が高い資源循環を進め、環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

「資源循環と脱炭素をもっと進める」こと



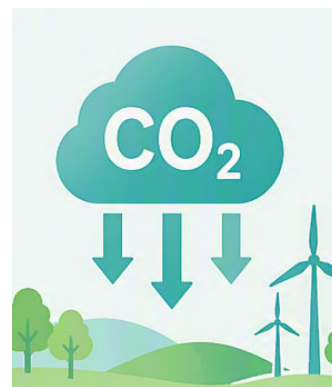
**収集・運搬・処分
の過程を高度化**

効率的で環境負荷の
少ない処理体制を構築



**再資源化の
質と量を高める**

再生資源の品質向上と
安定供給を実現



**GHG排出量の
削減につなげる**

脱炭素社会の実現に
貢献



**再生部品・再生資源
を市場へつなぐ**

循環型の取引を拡大し、
持続可能な社会へ

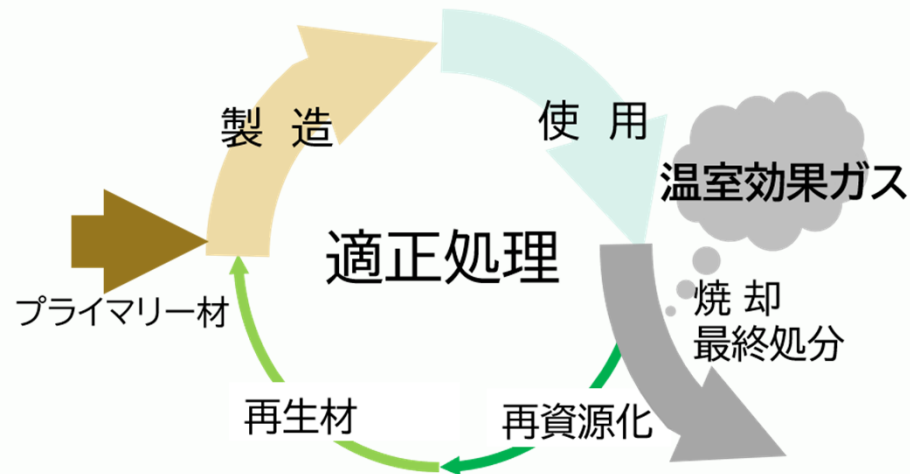
つまり「もっと循環させて、もっとCO₂を減らす」ということですね。



廃棄物処理法と再資源化事業等高度化法の違いは？

廃棄物処理法

「適正処理・公衆衛生」に重点



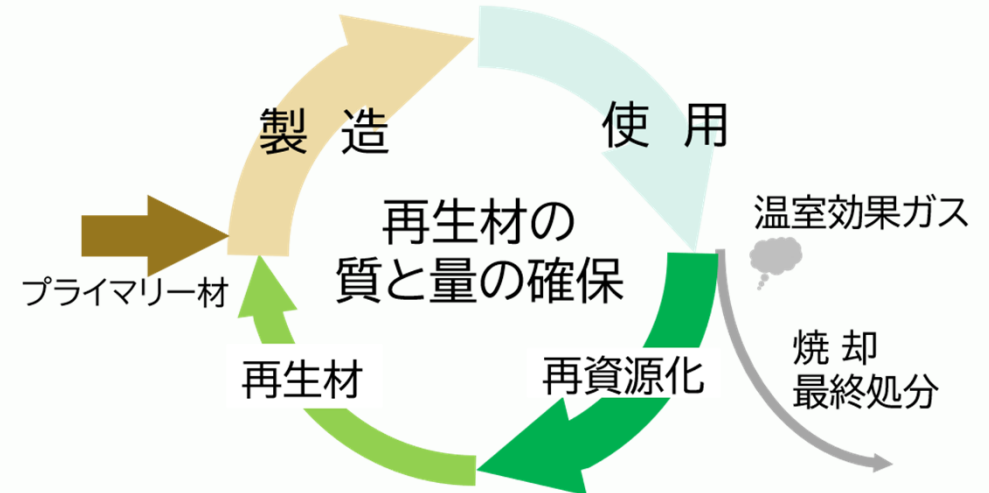
廃棄物の適正な処理を確保し、
生活環境の保全を図ることが中心

ポイント

- ◆ 廃棄物の適正処理を義務付け、生活環境の保全を確保
- ◆ 規制や基準による管理・監督を中心とした制度

再資源化事業等高度化法

「資源循環・促進」に重点



天然資源の消費抑制と資源循環の促進を
通じて循環経済への移行を推進

ポイント

- ◆ 再資源化の高度化により、産業競争力を強化
- ◆ 産官学・消費者など多様な主体が連携
- ◆ 再生材の活用拡大によりCO₂削減に貢献
- ◆ 再生材の質と量を確保し、市場形成を促進

同じ廃棄物を扱う法律でも、「ねらい」が違うんですね。



再資源化事業等高度化法の概要

- 基本方針の策定、判断基準の策定・公表、再資源化の報告・公表制度に加え、再資源化事業等の高度化の促進のための認定制度があります。

基本方針の策定

再資源化の促進（底上げ）



再資源化事業等の高度化の促進に関する 判断基準の策定・公表（判断基準）



特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の
再資源化の実施状況の報告・公表（報告・公表制度）

再資源化事業等の高度化の促進（引上げ）



再資源化事業等の高度化に係る事業・設備を
国が一括して認定を行う制度（認定制度）

この講習では、このうち「判断基準」を見ていきます。



早わかり 「再資源化事業等高度化法」

法律の背景と目的 / 制度の概要



「再資源化事業等高度化法」に関する特設ウェブサイト



2. 資源循環産業への3つのチャレンジ



高度化法でなにか新しい制度ができたの？

「判断基準」「報告・公表制度」「認定制度」
の3つです。

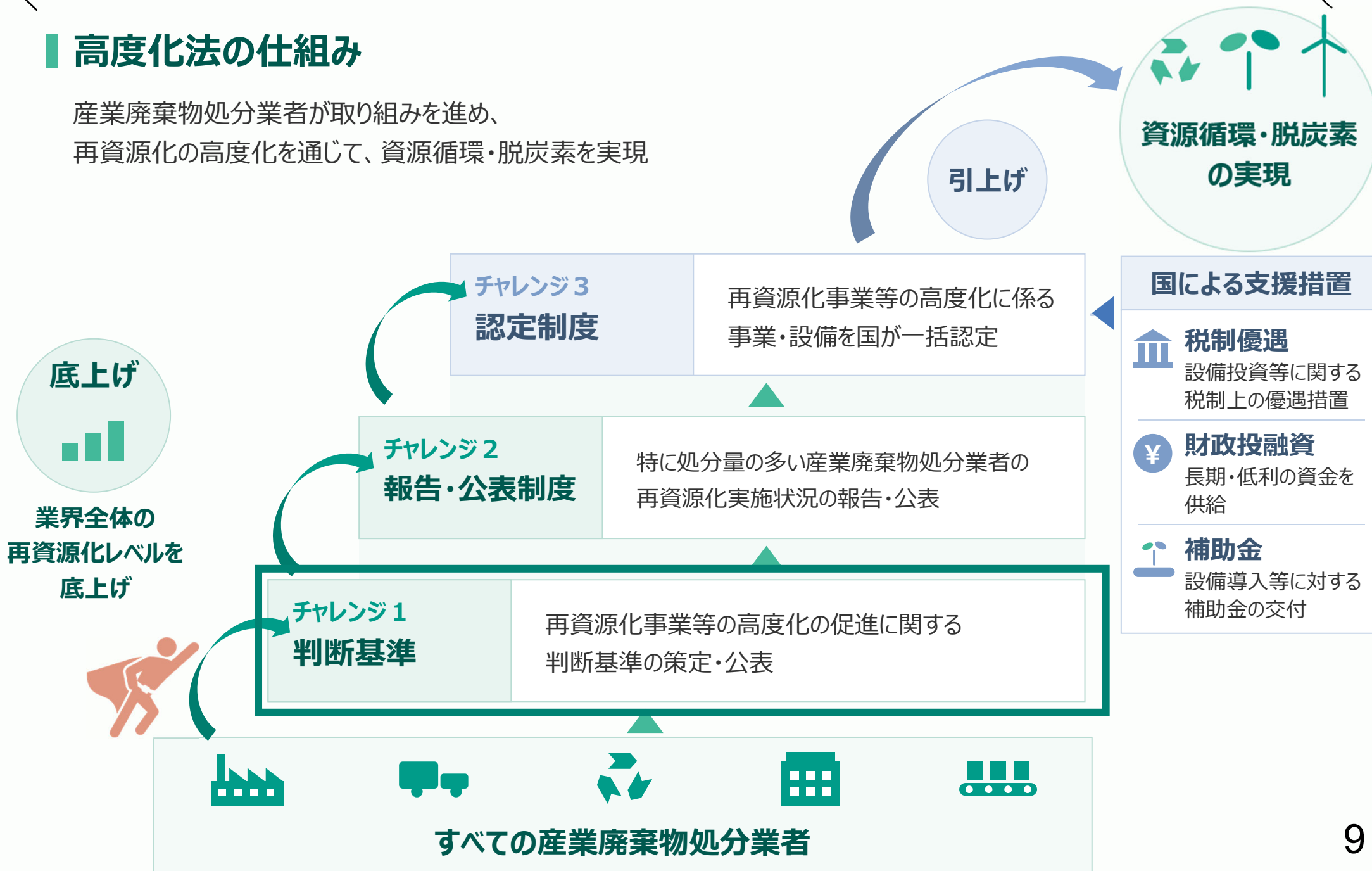


産業廃棄物処分手業者が取り組む3つのチャレンジです



高度化法の仕組み

産業廃棄物処分手業者が取り組みを進め、
再資源化の高度化を通じて、資源循環・脱炭素を実現



本日は、ここに注目

まずは、ここからはじめよう

チャレンジ 1 : 判断基準とは



判断基準って具体的に何をすればいいですか？

4つのステップで具体的に説明します！



廃棄物処分業者の判断基準とは

- 判断基準とは、廃棄物処分業者が、単に廃棄物を処理するだけでなく、高度な再資源化事業へと転換し、資源循環と脱炭素を進めるために目指すべき行動指針です。



■ すべての廃棄物処分業者の方が対象です

1. 供給先の需要や生産が可能な再生材の規格・量を把握すること
2. 可能な範囲で生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努めること
3. 省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図ること
4. 再資源化に関する目標を定め、その達成に向けて計画的な取組を進めること
5. 人材育成を目的に、従業員の研修や労働環境を改善するための措置を講ずること
6. 自ら再資源化の実施状況を公表すること

廃棄物処分業者の方に期待されること

■ 基本方針の中で、廃棄物処分業者の方に期待されることが明確化しました。

■ これからの廃棄物処分業者の方に期待されることは？

- 循環資源の回収、再資源化率の把握、実施状況の開示、温室効果ガス排出量の削減を行うこと
- 再生材の量を増加させるための技術向上に取り組むこと
- さまざまな再資源化工程の合理化・改善・設備導入を行うこと

■ でも、どうやって？

廃棄物処分業者が再資源化の取り組みを計画的かつ効果的に進めるための**行動指針**として、**判断基準**を設定。

いわば活動の**みちしるべ**。

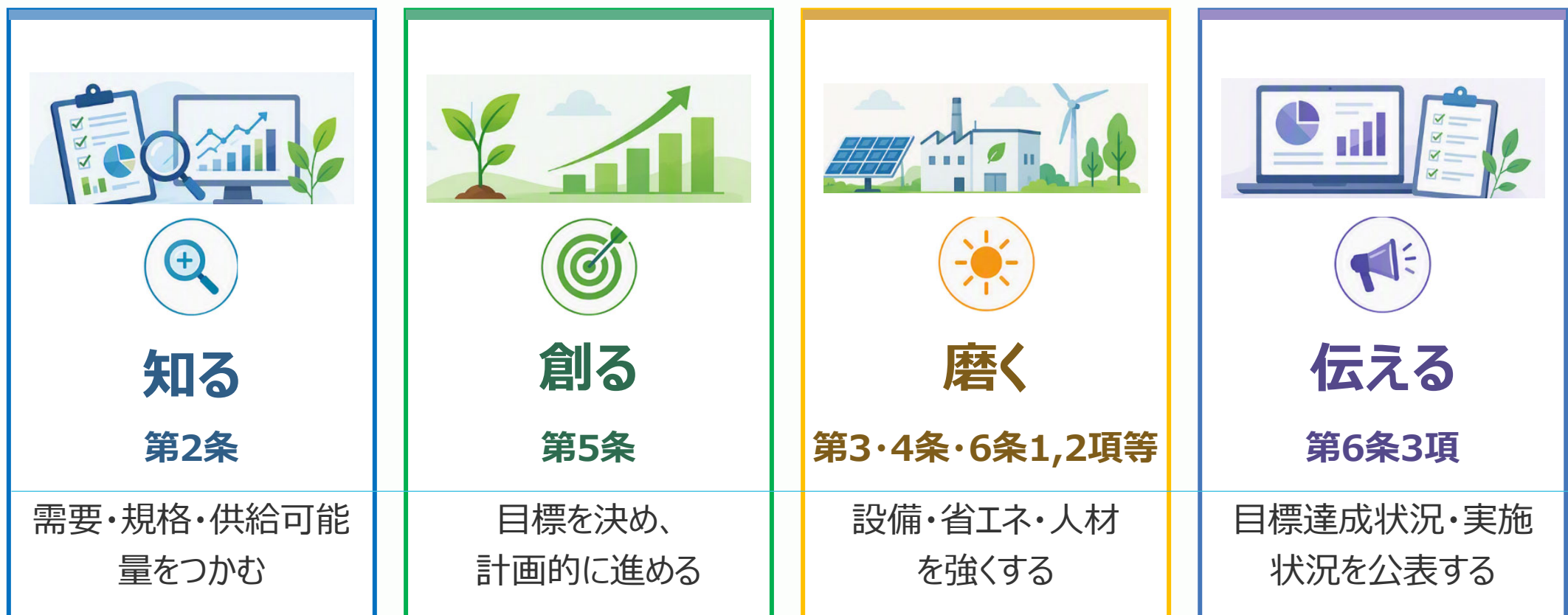


指針ではあるものの、**特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）**で取り組みが著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等が行われます。

判断基準の実践ステップ

- 6つの判断基準を、「知る・創る・磨く・伝える」の4つのステップで実践します。
- 4つのステップは順番通りでなくても大丈夫。できるところから始めます。
- 高度化は、設備投資だけでなく、需要把握、運用改善、見える化、情報開示から始められます。

4つのステップで始めよう



ステップ1 知る

- 供給先の需要や生産が可能な再生材の規格・品質・量の把握が求められます。

まず、相手が求めるものをつかもう



省令第2条



■ やってみよう！

- 再生部品・再生資源の標準的な規格を確認する
- 供給先が求める品質・量を把握する
- 自社の設備で供給できる量を確認する

「売れる再生材」をつくるには、使い手が求める規格・品質・量を知ることが大切です。

ステップ1 知る ～標準的な規格・相手が求める規格～

- 参照先は公的規格や業界のガイドライン等を確認します。
- 取引先や再生材製造メーカーへのヒアリングなども有効です。

公的規格の例	業界ガイドライン等の例	個別契約仕様の例
JIS 日本産業規格 例：再生プラスチック 再生骨材 非鉄スクラップ JAS 日本農業規格 例：木材再生材	一般社団法人日本自動車工業会 ・再生PP要求仕様（目標値） 一般社団法人プラスチック循環利用協会 ・プラスチックの基礎知識 一般社団法人日本木材リサイクル協会 ・日本木材リサイクル協会品質規格 公益財団法人古紙再生促進センター ・古紙標準品質規格	・ 取引先要求仕様 ・ 納入規格 ・ 品質保証条件

重要ポイント

再資源化物は「廃棄物」ではなく製品（商品）です。規格不適合品は市場では売れません。

ステップ2 創る

- 再資源化の目標を定め、その達成に向けて計画的な取り組みを進めることが求められます。

目標を決めて、計画的に動こう



省令第5条



やってみよう

- 再資源化に関する目標を決める
- 目標達成に向けた計画を立てる
- 進捗を確認し、必要に応じて見直す

目標があると、設備投資、取引先との調整、人材育成を同じ方向に進めやすくなります。

ステップ2 創る ～再資源化の目標設定と目標管理～

- 再資源化の目標設定と目標管理をすることが必要です。
- 目標の達成状況に関する継続的な評価、改善措置が求められています。

目標の設定

- 処分量に対する再資源化物の量の目標値を設定する
- ① 過去実績 ② 業界水準 ③ 顧客要求を参考に目標を設定する
- いつまでに達成するか、目標達成時点を明確にする

目標の管理

- 管理体制、記録方法等の管理ルールを決める
- 管理は記録だけでなく、未達の場合の原因分析、改善策を施す
- マネジメントレビューを実施し、見直し・設定を行う

目標設定、マネジメントレビューにはトップが関与することが重要

再資源化の定義

再資源化とは、『廃棄物の全部または一部を、部品・原材料その他製品の一部として利用できる状態にすること』と定義。（法第2条）

- 原材料として利用可能な状態（例：金属スクラップ、再生プラスチックペレット）
- 製品の一部として利用可能な状態（例：再生骨材、再生燃料）

ステップ3 磨く

- 可能な範囲で再資源化のための設備導入が求められていますが、できることから進めるのが重要。
- 高度化は設備だけではありません。省エネ、運転改善、研修、安全な働き方づくりも大切です。

設備・省エネ・人材を少しずつ強くしよう



省令第3・4・6条

やってみよう

- 生産性を高める技術・設備を調べる
- 可能な範囲で設備導入や省エネ改良を進める
- 研修や労働環境改善にも取り組む



**新たな再資源化事業や既存施設の設備更新等では、
省エネや認定制度の活用や事業者間連携を検討します。**

ステップ3 磨く ～可能な範囲で設備導入や省エネ改良を進める～

- 省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図ること、可能な範囲で再資源化の生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努めることが求められます。
- 設備点検などできるところからはじめることが重要です。

設備の高度化に向けた取り組み

設備の改良および運用の改善
設備点検

設備点検の事例

- モーター・ベルト・軸受の点検
- フィルター・ダクトの清掃
- 設備稼働データの記録・分析

設備の改良および運用の改善
設備の集約

設備の集約の事例

- 分散していた破碎・選別設備を一つの処理ラインへ統合
- 小型設備の複数台運転から、大型設備1台への集約

設備の改良および運用の改善
設備の効率化

設備の効率化の事例

- インバータ制御の導入によるモーター負荷の最適化
- 省エネ型設備への更新

技術向上と設備高度化

設備効率化には、省エネ診断を受けてみるのも良いですね！



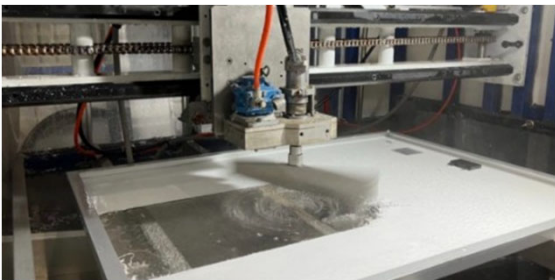
ステップ3 磨く ～生産性を高める技術・設備を調べる～

- マテリアルリサイクル技術の事例を紹介します。

区 分	概 要	対象物	設備イメージ
光学選別技術	近赤外線の反射スペクトルを解析し、PE・PP・PSなどプラスチックの種類を自動判別する選別技術	プラスチック、紙類、金属類、ガラス類、木材など	
AIによる 画像選別技術	AI画像認識が形状・材質・色を自動識別し、高精度・高速の廃棄物分別を実現する技術	プラスチック、紙類、金属類、ガラス類、木材、陶磁器・ガラス類、食品廃棄物など	

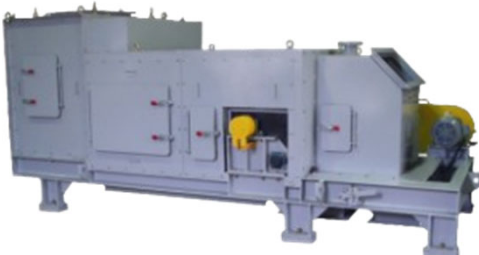
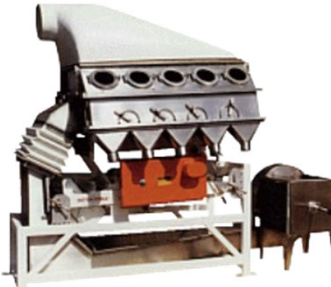
ステップ3 磨く ～生産性を高める技術・設備を調べる～

- 太陽光電池リサイクル技術の事例を紹介します。

区 分	概 要	対象物	設備イメージ
ホットナイフ +スクレーパ	加熱したナイフでガラスを割らずに その他の部材と分離し、特殊なブ ラシでガラス上に薄く残ったEVAを 除去する技術	太陽光電池	 ホットナイフ EVAスクレーパー
ウォーター ジェット	高圧水を噴射して封止材を除去 し、ガラスやセル部材を分離・回収 する技術	太陽光電池	
熱分離	加熱により封止材を熱分解し、 ガラス・金属・セルを分離回収する 技術	太陽光電池	

ステップ3 磨く ～生産性を高める技術・設備を調べる～

- その他リサイクル技術の事例を紹介します。

区 分	概 要	対象物	設備イメージ
高度粗選別技術	小型家電等を効率的に破碎し、金属やプラスチックの選別・資源回収を容易にする技術	小型家電等	
非鉄選別 (ECS)	ミックスメタルから銅・アルミなど非鉄金属を渦電流で高効率に選別・回収する技術	ミックスメタル 焼却灰等	
比重差選別 エアータブル	ミックスメタルから貴金属等を、比重差を利用して選別する技術	ミックスメタル 焼却灰等	

ステップ3 磨く ～研修や労働環境改善に取り組む～

- 従業員に対して、再資源化の実施の重要性や法令遵守等に関する研修、労働環境を改善することが必要。

従業員研修の例

社外研修事例

- 産業廃棄物処理実務者研修会 eラーニング
- 産業廃棄物処理 現場業務eラーニング講座
- 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）



労働環境改善の活動例

労働災害の発生状況（令和7年）

死亡者数**21人**

休業4日以上の死傷者数**1,470人**

- 安全衛生体制整備
- ヒヤリハット活動
- 安全パトロール

私たちが提供しています。



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

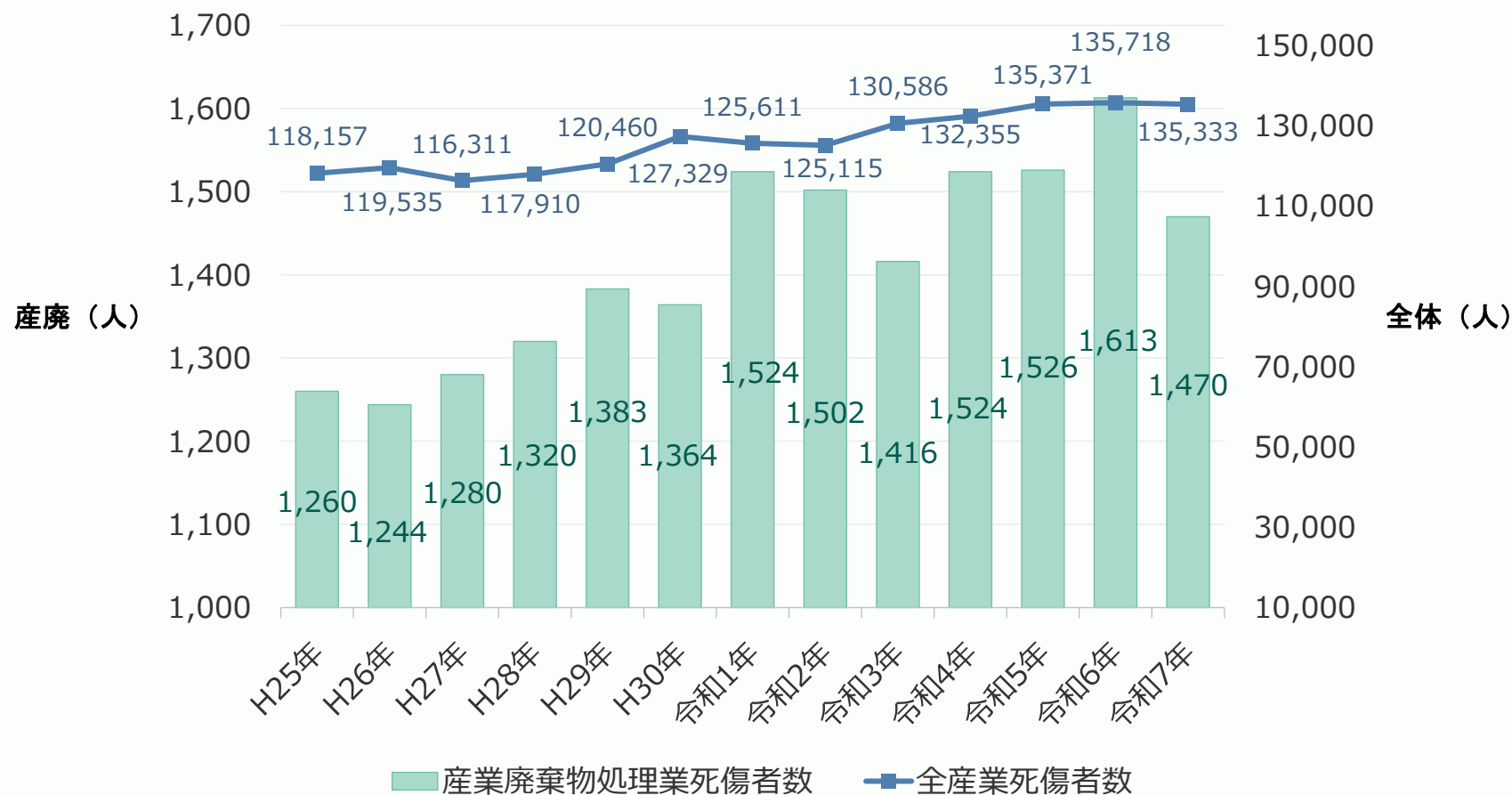


公益社団法人全国産業資源循環連合会

ステップ3 磨く ～労働環境の改善①～

- 従業員の労働環境の改善の措置を講ずることが求められます。
- 労働災害は増加傾向で、労働災害防止は重大な課題となっています。

産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況



令和7年
死亡者数
21人
休業4日以上の
死傷者数
1,470人

図2 休業4日以上の死傷者数（平成25年～令和7年）（出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成）

ステップ3 磨く ～労働環境の改善②～



- 労働環境改善に、まずは安全衛生活動にとりくみましょう。
- 安全衛生活動には経営トップの関与が重要です。労働災害ゼロを目指し、まずはトップのキックオフ。

安全衛生活動に取り組みましょう

まずは安全衛生管理体制の整備から

労働災害を防ぎ、安全衛生活動に取り組むためには、従業員全員が協力して安全衛生を進めることのできる環境を整えなければなりません。労働安全衛生法では事業場の規模に応じて、管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務づけられています。事業場に必要の安全衛生管理体制について、連合会ホームページで公開している「モデル安全衛生規程及び解説」を確認してみましょう。

必要な管理者・組織を選任・設置しましょう



事業者の実施事項

- 安全衛生方針の表明
- 安全衛生計画の作成
- 安全衛生教育

例 50名以上100名未満の事業所の場合※

※50名未満の場合はより簡素な安全衛生管理体制で構いませんが、100名以上の場合はより充実した安全衛生管理体制を構築する必要があります。



[安全衛生活動に係るパンフレット
\(令和2年5月改定\)](#)



[産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生
規程及び解説【令和3年5月改訂版】](#)



[安全衛生規程作成支援ツール
\(令和元年5月更新\)](#)



[未熟練労働者に対する
安全衛生教育マニュアル | 厚生労働
省](#)



ステップ3 磨く ～労働環境の改善③～

- 安全活動は、労働災害防止の基本です。
- 安全のABCは、A当たりまえのことを、Bバカにしないで、Cちゃんとやる。

■ 基本の安全活動

ヒヤリハット活動

例えば、月に1回、作業中に災害に至らなかったが、ヒヤリとしたことを全員参加で共有すること、ヒヤリとしたものが場所や設備である場合はその後安全対策を行うことが重要です。



産業廃棄物処理業の安全活動「ヒヤリハット」

[ヒヤリハット事例集](#)



リスクアセスメント

事業者自らが職場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害の重篤度と発生する可能性を併せリスクとして見積もり、対策の優先度を決め、結果を記録する一連の取り組みです。



産業廃棄物処理業の安全活動「ヒヤリハット」

[産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル](#)



安全パトロール

現場の定期的な安全パトロールを実施することも重要です。この際、チェックリストをもって実施することが有効です。安全パトロールは安全担当者だけがやるのではなく、経営陣が参加することが重要です。



産業廃棄物処理業の安全活動「ヒヤリハット」

[安全衛生チェックリストdic183.indd](#)



化学物質管理の促進

化学物質の危険性・有害性を把握し、作業員へのばく露や事故発生の可能性を評価した上で、設備改善や保護具の使用など適切なリスク低減対策を検討・実施する取り組みです。



産業廃棄物処理業の安全活動「ヒヤリハット」

[《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～](#)



ステップ3 磨く ～廃棄物管理教育～



- 再資源化を確実に実施していくためには人材教育が必要です。
- 廃棄物管理教育の事例を紹介します。

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）

この検定試験は、日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を主な対象として、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることを連合会が評価するものです。合格者には合格証明書カードを発行いたします。試験範囲は、廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎です。

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です（令和4年7月認定）



※「人材認定等事業」登録制度とは、環境教育等促進法第11条に基づき、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の認定事業を国が登録する制度です。

（[環境省ホームページ](#)・[環境省報道発表資料](#)）

全産連では、産業廃棄物の処理や技術の向上を目的とした様々な研修会を提供しています。



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」



公益社団法人全国産業資源循環連合会



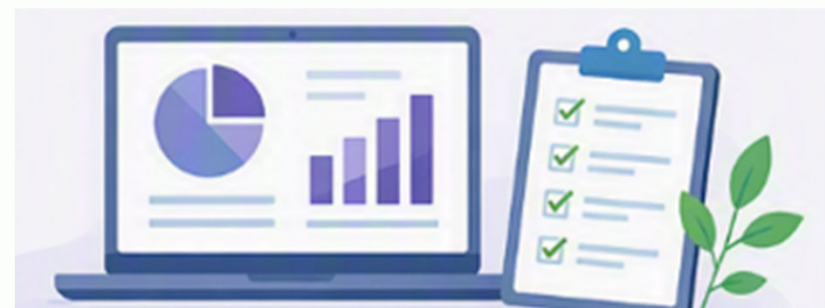
ステップ4 伝える

- 自ら再資源化の実施状況を公表することが求められます。

取り組みを見える化して、信頼につなげよう



省令第6条3号



■ やってみよう

- 目標の達成状況を公表する
- 再資源化の実施状況を公表する
- 自社のHPなどで公表

伝えることは単なる広報ではなく、供給力や取り組み状況を見える化し、
新たな連携につなげる入口です。

※環境省の「報告・公表システム」で公表

報告義務の対象ではない事業者も、任意報告ができます。

詳細はチャレンジ2



報告・公表システム

ステップ4 伝える ～公表の方法～

■ 再資源化の状況にかかる公表の例を示します。

■ 再資源化目標：85%（達成年度 2030年度）

	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年 目標達成
目標値	74%	77%	80%	83%	85%
実 績	75%	—	—	—	—

（参考）

目標値					
マテリアルリサイクル※1	3%	6%	9%	13%	15%
ケミカルリサイクル※2	0%	1%	2%	3%	5%
サーマルリカバリー※3	71%	70%	69%	67%	65%
実績					
マテリアルリサイクル	4%	—	—	—	—
ケミカルリサイクル	0%	—	—	—	—
サーマルリカバリー	71%	—	—	—	—

※1 PP及びPEの合計 ※2 PP・PE・PSの混合物 ※3 RPF

取り組みを見える化してみよう

チャレンジ 2 : 報告・公表制度について



報告・公表制度って？

取り組みを見える化して、信頼につなげる。
ビジネスチャンスにもなりますよ。

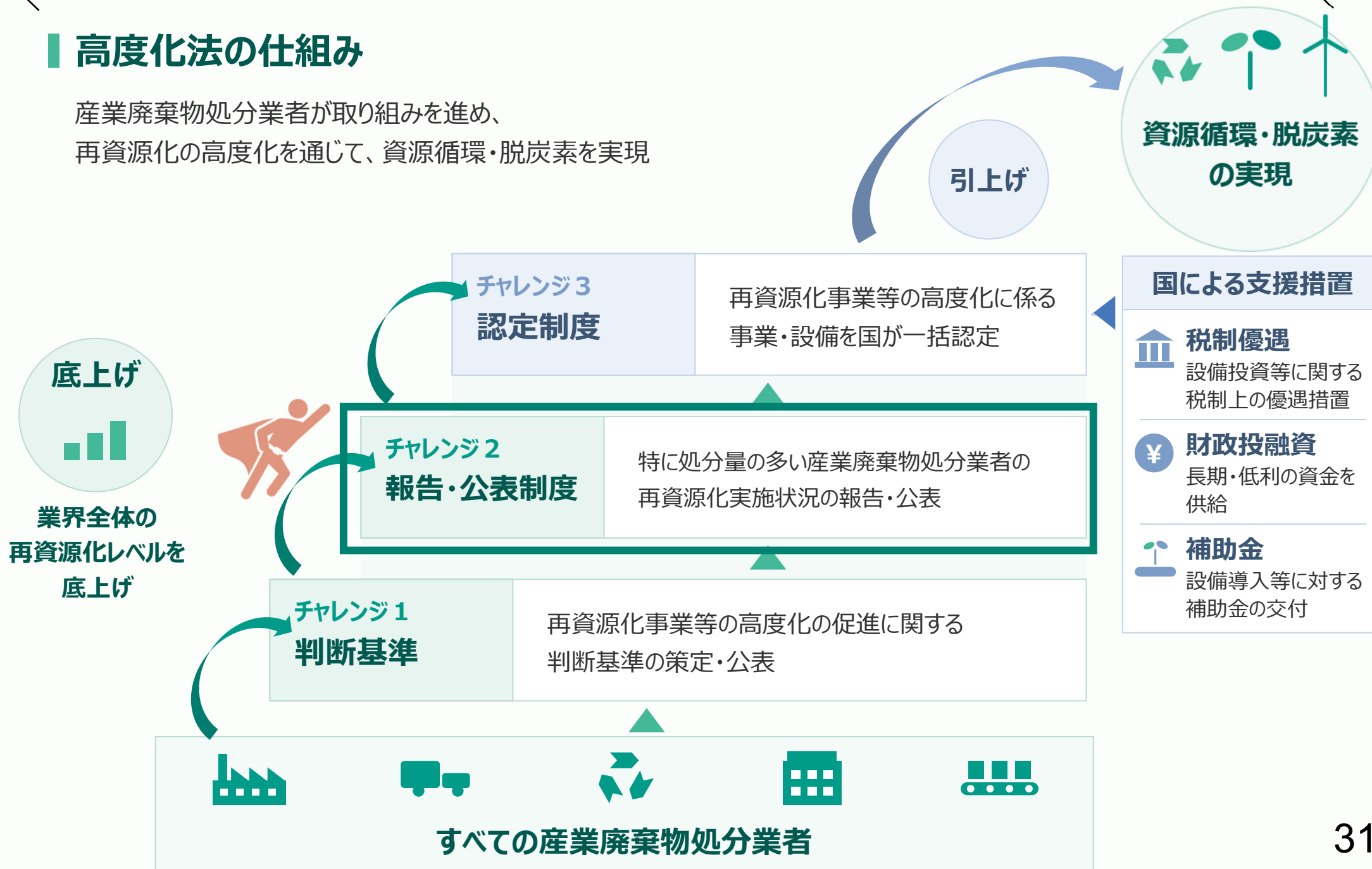


判断基準の実践から次のチャレンジ「報告・公表制度」へ



高度化法の仕組み

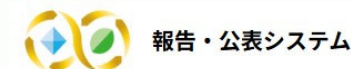
産業廃棄物処分業者が取り組みを進め、
再資源化の高度化を通じて、資源循環・脱炭素を実現



報告・公表制度とは



- 目標設定はHP等で、実施状況は**報告・公表システム**で公表できます。
- **特定産業廃棄物処分業者**は毎年度、産業廃棄物の種類・処分方法ごとに「処分量」と「再資源化量」を環境大臣に報告する必要があります。
- 産業廃棄物処分業者は誰でも任意に報告することができます。



報告必須項目

任意項目

社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック	破砕等	1,000トン	1,000トン	PP70%、ペレット	
			焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
	●県△市	がれき類	破砕	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
B社	□県○市	廃プラスチック	破砕	3,000トン	1,500トン	PS、PP、PE	残渣は二次委託
C社	■県◇町	廃プラスチック	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

見える化は、信頼獲得と新たな動静脈マッチングにつながります

[報告・公表制度](#) | [再資源化事業等高度化法](#) [広報サイト](#)



特定産業廃棄物処分業者とは

特定産業廃棄物処分業者とは産業廃棄物処分業者であって、次のいずれかに該当するものです。

1. 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の数量が10,000トン以上**であること。
2. 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること。

報告期限 毎年6月30日までに、前年度分実績を報告

報告方法 **報告・公表システム**又は紙面による報告

報告内容 産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の**数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量を報告**

※**特定産業廃棄物処分業者以外**の廃棄物処分業者も**任意報告可能**

特に処分量が多い事業者さんが該当します。



[報告・公表制度概要説明資料](#)



さらなるチャレンジ

チャレンジ3：認定制度について



高度化法の認定制度って、何なんですか？

ひとこと言うと、
「資源循環や脱炭素に貢献する先進的な
リサイクル事業を、国が応援する制度」です。

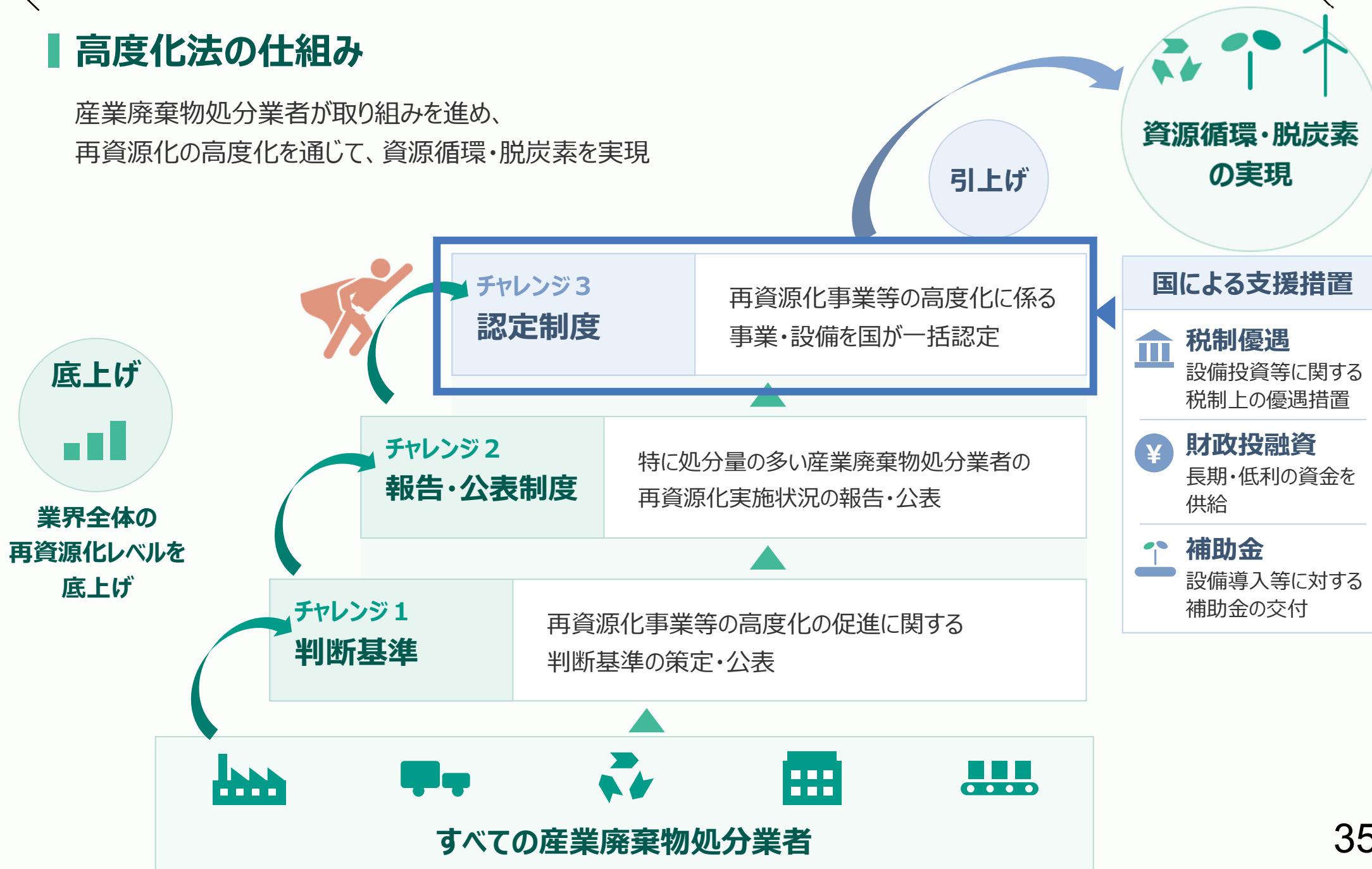


チャレンジを1つ1つクリアして、さらなるチャレンジ「認定制度」へ



高度化法の仕組み

産業廃棄物処分業者が取り組みを進め、
再資源化の高度化を通じて、資源循環・脱炭素を実現



認定制度とは

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定を行い、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の手続の特例を設ける制度です。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

認定制度の3つの類型

■ 認定制度は事業計画の内容により、3つの類型に分類されます。

■ 類型1 高度再資源化事業（事業形態の高度化）

製造側が必要とする質・量の再生材を確保するための
広域的な分別収集・再資源化事業

■ 類型2 高度分離・回収事業（分離・回収技術の高度化）

指定された廃棄物から、より高度な技術を用いて
有用な再生材を回収する再資源化事業

■ 類型3 再資源化工程の高度化

既存の廃棄物処理施設から排出される
温室効果ガスの量を削減するための高効率な設備導入



「再資源化事業等高度化法」に関する特設ウェブサイト

[早わかり「認定制度」 | 再資源化事業等高度化法 広報サイト](#)



認定事業の事例（１） 類型 1

- 混合廃棄物から高度選別施設を導入してポリプロピレン（PP）を選別し、自動車部品等の原料とする事業。

申請者

石坂産業(株) 所在地：埼玉県三芳町
事業区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

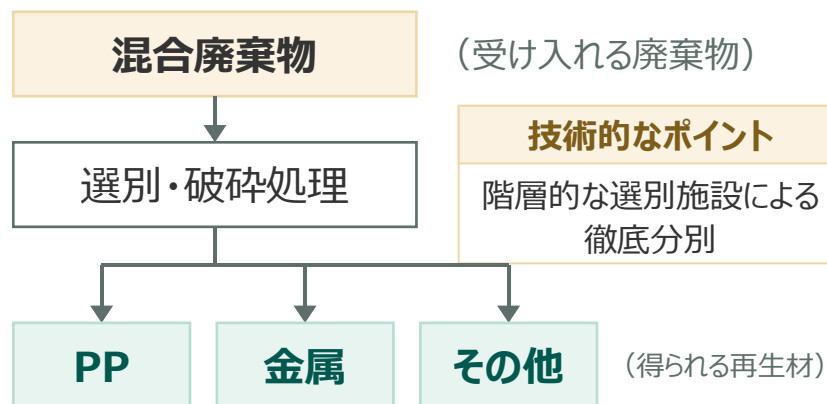
再生材の主な供給先

ポリプロピレン：自動車部品会社
金属：金属精錬会社

事業概要

建設現場等から発生した混合廃棄物を受け入れ、破碎及び選別処理をすることにより回収したポリプロピレン（PP）を自動車製造業に、金属を金属精錬会社に供給する。これまで焼却処理や燃料化となることの多かった建設系廃棄物内のプラスチックから、有用なプラスチックを回収してマテリアルリサイクルを進める事業となっている。

主な処理工程



今後の事業計画

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
再生材供給量 [t]	-	2,053	9,547	10,265	10,920	11,617	12,359
廃棄物の処分量 [t]	-	8,750	38,500	41,000	42,500	44,000	45,348
温室効果ガス削減効果[%]	-	-	-	-	-	-	12.5
資源循環効果の改善[pt]	-	-	-	-	-	-	4
備考	施設建設						事業目標年度

認定事業の事例（２） 類型 1

- 小型電子機器類から蓄電池を効率的に破碎選別し、製錬会社へ供給する事業。

■ 申請者

DINS関西(株) 所在地：大阪府堺市
事業区域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県

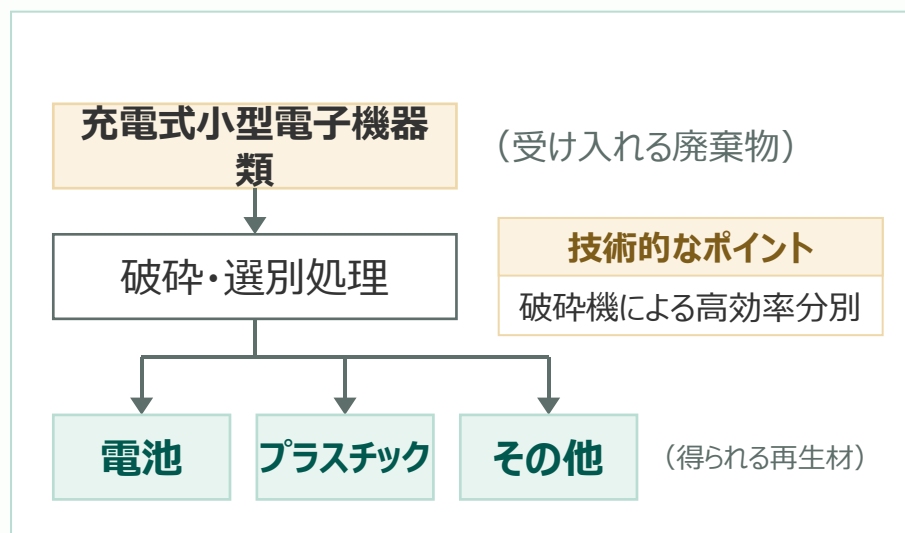
■ 再生材の主な供給先

充電式電池：金属精錬会社

■ 事業概要

廃充電式小型電子機器類（ハンディファン等）を破碎処理することで、内蔵されている充電式電池を回収し、金属精錬会社へ供給する。安全を確認した破碎処理をすることで、従来の手解体より効率的に充電式電池を回収できる事業となっている。

■ 主な処理工程



■ 今後の事業計画

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
再生材供給量[t]	41	82	83	84	85	86	86
廃棄物の処分[t]	75	150	152	153	155	156	158
温室効果ガス削減効果[%]	18	18	18	18	18	18	18
資源循環効果の改善[pt]	12	12	12	12	12	12	12
備考	施設建設						事業目標年度

認定事業の事例（3） 類型2

■ 太陽光電池を高度分離技術を用いて、ガラスを分離してガラス原料とする事業。

■ 申請者

(株)浜田 所在地：京都府八幡市

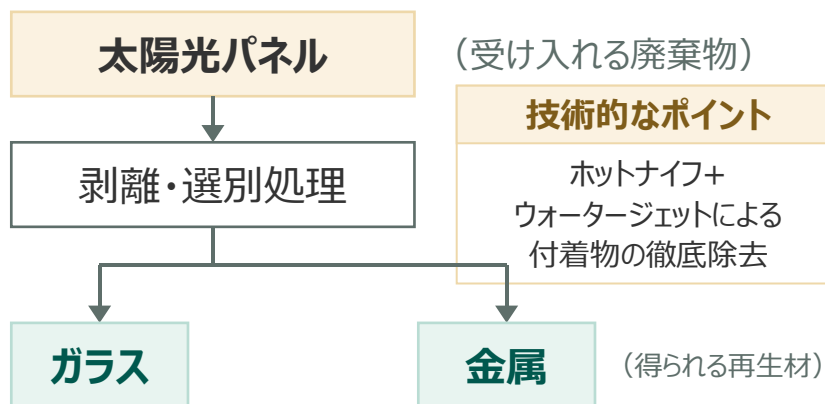
■ 再生材の主な供給先

剥離したガラス : ガラス製造会社
セルシート（銀） : 金属精錬会社

■ 事業概要

太陽光発電所等から発生した太陽光パネルを受け入れ、剥離及び選別処理をすることにより回収したガラスをガラス製造会社に、セルシートを金属精錬会社に供給する。他のリサイクル事業者も実施しているセルシートからの銀回収に加え、高度な技術により剥離したガラスを板ガラスの原料としてガラス製造会社に供給するなど、他のリサイクル事業者と比較し、より一層マテリアルリサイクルを進める事業となっている。

■ 主な処理工程



■ 今後の事業計画

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
再生材供給量[t]	459	510	612				
廃棄物の処分量[t]	900	1,000	1,200				
温室効果ガス削減効果[%]	18.7	18.7	18.7				
資源循環効果の改善[pt]	50	50	50				
備考	施設建設		事業目標年度				

高度化法の認定に係る税制・支援措置



固定資産税に係る特例措置

(公共の危害防止のために設置された施設又は設備 (廃棄物処理施設) に係る課税標準の特例措置)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は認定「高度分離・回収事業計画 (類型②)」に基づいて設置する廃棄物処理施設における設備取得時の**固定資産税の課税標準価格を1/2**とする。

法人税〈特別償却〉に係る特例措置 (再資源化事業等高度化設備の特例)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は「高度分離・回収事業計画 (類型②)」の認定を受けた者が、廃棄物処理施設を構成する機器等のうち特に環境大臣らが再資源化事業等高度化設備と認めるものを取得・製作し、事業を実施した場合において、その**取得金額の35%の特別償却**を認める。

再資源化事業等高度化法に係る財政投融資制度の拡充 (財政投融資)

措置内容

期間：令和11年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、**特別利率③での財政投融資**を可能とする制度を拡充。



3. 様々な支援策を活用しよう



認定事業しか支援を受けられないのかな？

さまざまな支援メニューがありますよ！
ぜひ活用してみましょう。



高度な再資源化事業の設備投資に活用できる補助金等



- 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとされています。

環境省の主な関連予算（令和8年度及び令和7年度補正予算）

産業競争力強化・経済安全保障

・プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	【R8】73億 【R7補正】30億
・脱炭素型循環経済システム構築促進事業	【R8】36億 【R7補正】1億
▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証	
▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証 等	
・使用済み製品等のリユース、サステナブルファッション、食品ロス削減、プラスチックリサイクルの推進による循環型社会実現支援事業	【R7補正】5億
・地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業	【R7補正】8億
・地域共生型廃棄物発電等導入促進事業	【R8】16億

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進 ※特に事業規模の大きい事業向け

・先進的な資源循環投資促進事業 【GX】	365億【R8～10の最大3年事業】
----------------------	--------------------

今後も、再資源化事業の高度化に係る設備投資等必要な予算を確保していく予定です。



ご相談ください



- 各種支援メニューについてお問い合わせ、ご相談など、ご遠慮なくお問い合わせください。
- 下記のメールまたはお電話にて承ります。



■ 支援メニュー、高度化法、制度等、全般についてご相談、お問い合わせなど、

(本省) 環境再生・資源循環局
資源循環課 業界振興担当

- 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館23階
- Email: sanpai07@env.go.jp
- 電話：03-6205-4903
- 担当：峯岸、田中、渡邊

[環境省へようこそ！](#)



■ 各種申請手続き、地域の取り組みに関するお問い合わせ、ご相談など

関東地方環境局
資源循環・災害廃棄物対策課

- 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館6階
- Email : YUICHI_KEIRA@env.go.jp
- 電話：048-600-0814
- 担当：課長補佐 計良裕一

[関東環境局](#)



資料編に環境省、経産省、中小企業庁、厚労省
と様々な支援メニューがありますよ！



4. 判断基準からはじめる資源循環経営



「知る・創る・磨く・伝える」、さっそくやってみよう

そして1つ1つのチャレンジですね

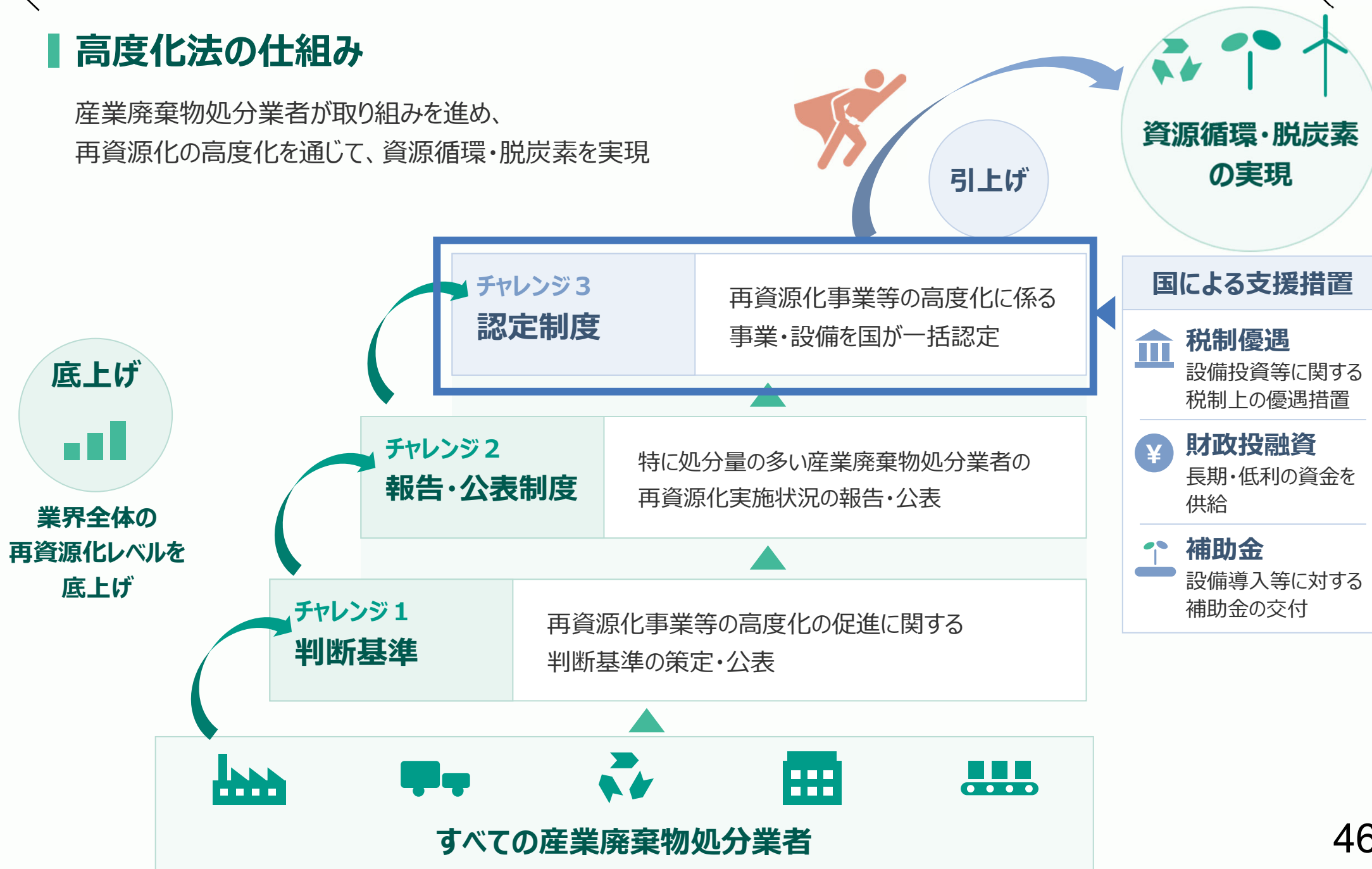


3つのチャレンジを進めて、資源循環産業へ飛躍しよう



高度化法の仕組み

産業廃棄物処分業者が取り組みを進め、
再資源化の高度化を通じて、資源循環・脱炭素を実現



- 判断基準とは、すべての廃棄物処分事業者が、資源循環と脱炭素を進めるために目指すべき行動指針です。
- 再資源化の目標を設定し、できるところから実施することが必要です。

今日から、4つのステップで実践



知る

第2条

需要・規格・供給可能
量をつかむ



創る

第5条

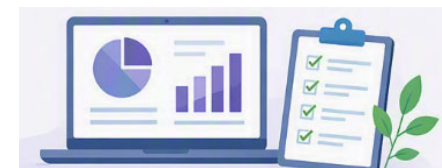
目標を決め、
計画的に進める



磨く

第3・4条・6条1,2項等

設備・省エネ・人材
を強くする



伝える

第6条3項

目標達成状況・実施
状況を公表する

このチャレンジを「資源循環経営」って呼んでみませんか

判断基準からはじめる 資源循環経営

—— 設備の改良・運用改善を重ねて高度化 ——



資源を未来につなぐ 持続可能な社会の実現へ

参考資料

- 産業廃棄物処理業者対象 令和8年度政府支援策一覧
- 各ステップの補足説明
- 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

【産業廃棄物処理業者対象】令和8年度政府支援策一覧



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

補助

令和8年度
予算：72.9億円
令和7年度補正
予算：30億円

事業概要

- ①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助（補助率1/2上限）
（例：PETボトル水平リサイクル設備、バイオマスプラスチック製造設備）



- ②再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助（補助率1/2上限）
（例：金属破砕・選別設備、太陽光パネルリサイクル設備）



環境再生・資源循環局
資源循環課 容器包装・
プラスチック資源循環室、
資源循環ビジネス推進室

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

補助

委託

令和8年度
予算：36億円

（事業全般について）
環境再生・資源循環局
資源循環課 資源循環制度推進
室、容器包装・プラスチック資源
循環室、地域資源循環企画官、
廃棄物適正処理推進課
（海洋プラスチックについて）
水・大気環境局 海洋環境課
海洋プラスチック汚染対策室

事業概要

- ①プラスチック等資源循環システム構築実証事業
- 化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換・社会実装化するための省CO2型生産インフラの技術実証を推進（補助率1/2上限）
 - 複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類当含む）、廃油等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進（補助率1/2上限）
- ②国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業
- 再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築をスタートアップ企業が行うものを含め推進（補助率1/2上限）

先進的な資源循環投資促進事業

補助

令和8年度
予算：200億円
※3年間で総額365億円

事業概要

- ①製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施（中小企業者：1/2補助、それ以外の者：1/3補助）
- ②製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施（中小企業者：1/2補助、それ以外の者：1/3補助）

の国庫債務負担
環境再生・資源循環局
資源循環課 容器包装・
プラスチック資源循環室、
資源循環ビジネス推進室

新

再生材供給サプライチェーン構築支援事業

補助

委託

令和8年度
予算：60億円

環境再生・資源循環局
資源循環課 資源循環
ビジネス推進室

事業概要

- ①資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するためのサプライチェーン上の拠点となる関連インフラ設備（例、保管設備・荷揚げ設備・分析設備等）の導入支援を実施する（中小企業者：1/2補助、それ以外の者：1/3補助）。
- ②資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業（例、レアアース・レアメタルを含んだ使用済製品の回収実証や再生材の品質評価に係る実証等）を実施する。

新

地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業

補助

委託

令和7年度補正
予算：8億円

環境再生・資源循環局
資源循環課

事業概要

- ①再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給するものに係る技術実証・設備導入を支援（中小企業者：1/2補助、それ以外：1/3補助）
- ②再資源化が困難である複合素材、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等の資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析等を支援（委託）

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業

補助

令和8年度
予算：17億円の内数

環境再生・資源循環局
資源循環課

事業概要

- ①廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）（補助率1/3、上限：1.5億円、但し、発電能力2MW以上は3億円、5MW以上は5億円）
- ②廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良（補助率1/3、上限1億円、但し、高度化設備導入の場合は1.5億円）

新

リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業

補助

令和7年度補正
予算：12.8億円の内数

環境再生・資源循環局
資源循環課

事業概要

- 民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入するリチウムイオン電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備や、発火を検知し各設備（施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等）と連携・連動するシステムの導入を支援することにより、予期せぬ火災事故への強靱化と再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給力確保を推進するとともに、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する（中小企業者：1/2補助、それ以外の者：1/3補助）

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

補助

令和8年度
予算：248.9億円の内数
令和7年度補正
予算：60億円の内数

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

事業概要

- ①電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備（1/2補助、EV収集車・船舶：差額の3/4補助）
- ②熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備（1/2補助）
- ③廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS（実現可能性）調査（定額補助）

【産業廃棄物処理業者対象】令和8年度政府支援策一覧



新

自律型資源循環システム強靱化促進事業

補助

令和8年度
予算：73億円
※国庫債務負担行為
含め総額200億円

GXグループ
資源循環経済課

事業概要

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」を踏まえ、「サーキュラーパートナーズ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。
※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織。

中堅等大規模成長投資補助金

補助

予算総額：2,000億円

中堅等大規模成長投資
補助金事務局
経済産業政策局地域経済産業政策課

事業概要

中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助（補助率1/3以下、上限：50億円）。



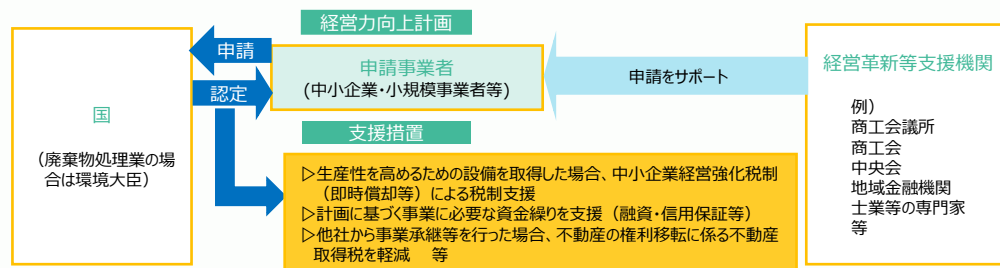
中小企業等経営強化法 経営力向上計画の認定

その他

産業廃棄物処理業に係る認定
申請先：
環境省各地方環境事務所
（会社所在地による）
事業環境部企画課

事業概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。
また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能である。



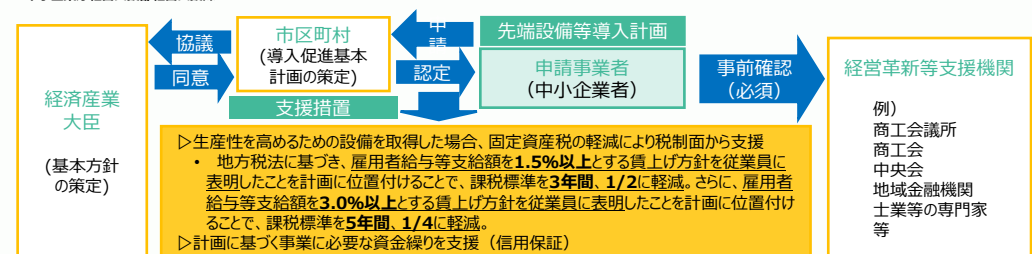
中小企業等経営強化法 先端設備等導入計画の認定

その他

先端設備等導入計画に係る認定申請先：
新たに導入する設備が所在する市区町村（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）
※同意を受けている市区町村のリストは中小企業庁の下記ページ参照
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
中小企業庁経営支援部経営支援課

事業概要

「先端設備等導入計画」は、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、市区町村が国から「導入促進基本計画」※の同意を受けている場合に、認定を受けることができる。
認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることが可能である。
※市区町村の導入促進基本計画で対象業種等を制限している場合あり



2026年度版 中小企業施策利用ガイドブックの御案内

中小企業の方が中小企業施策を利用する際の手引書となるよう、施策の概要ガイドブックの紹介。

2026年度版中小企業施策利用ガイドブック

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| ① 中小企業の定義について | ⑤ 金融サポート | ⑨ 相談・情報提供 |
| ② 利用の手引き | ⑥ 財務サポート | ⑩ お問い合わせ先一覧 |
| ③ 目次・インデックス | ⑦ 商業・地域サポート | ⑪ 索引 |
| ④ 経営サポート | ⑧ 分野別サポート | |

※下記URL参照

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2026/index.html



事業主の方のための雇用関係助成金等の御案内

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ① 労働者の雇用維持を図る場合の助成金 | ⑥ 労働者の雇用環境の整備を図る場合の助成金 |
| ② 在籍型出向を活用した場合の助成金 | ⑦ 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の助成金 |
| ③ 離職する労働者の再就職支援を行う場合の助成金 | ⑧ 労働者の職業能力の向上を図る場合の助成金 |
| ④ 中途採用する場合の助成金 | ⑨ 労働時間・賃金・安全衛生・勤労者福祉関係の助成金 |
| ⑤ 新たに労働者を雇い入れる場合の助成金 | |

※下記URL参照

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

【産業廃棄物処理業者対象】令和8年度政府支援策一覧（デジタル関連）



DX認定制度

経済産業省
商務情報政策局
情報技術利用促進課

事業概要

「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度。独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が、本制度に関わる「DX認定制度事務局」として各種相談・問合せ、及び認定審査事務を行っている。

DX認定制度により認定された事業者については、認定事業者一覧として下記のIPAのホームページで公表を行う。

<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>

その他、日本政策金融公庫による中小企業を対象とした支援措置として、情報化投資に係る設備取得等に必要な資金について、DX認定を受けている者はその他要件を満たせば基準利率よりも低い特別利率②で融資を受けることが可能となる。

（注）2026年3月時点。

※日本政策金融公庫による融資制度の詳細は下記URL参照

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11itsikinmt.html>

※DX認定制度の詳細は下記URL参照

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

その他

DXセクション（中堅・中小企業のDX優良事例選定）

経済産業省
商務情報政策局
情報技術利用促進課

事業概要

デジタルガバナンス・コードに沿った取組を通じてDXによる成果を創出している、中堅・中小企業等のモデルケースとなる優良事例を選定するものであり、2022年より実施している。

・各優良事例について、「選定企業レポート」においてまとめており、DXに取り組む際に参考とすることが可能。

【産業廃棄物処理業者の優良事例】※「DXセクション2025選定企業レポート」より抜粋



有限会社道環（廃棄物処理業）／北海道網走市

企業概要（URL）	資本金	従業員数	代表者
https://www.doukan.co.jp/	3百万円	18名	小堀 剛
事業概要			
有限会社道環は、北海道網走市を拠点に産業廃棄物処分やリサイクル業務を行っている。主たる事業内容は一般及び産業廃棄物の収集運搬及び処分であり、行政に積極的に協力し地域住民の生活環境保全に貢献し、美しい街づくりを目指している。			

DXの取組プロジェクト等

- 従来の紙ベースで行っていた報告業務をスマートデバイスで記録する仕組みを導入し、報告内容のチェック・集計・転記を自動化。日々の集計や紙の探し回りに要していた時間を削減し、業務効率化と生産性向上に貢献。紙伝票を緊急時に使えるよう残しつつ、通常業務のデジタル化を推進。
- 社内業務を洗い出し、紙伝票の完全デジタル化に向けた開発システムをデモ検証。社員向け勉強会を実施し、デジタル端末の操作やセキュリティ知識を継続的に学ぶ場を確保。
- 情報資産台帳や個人情報保護に関する勉強会を実施し、情報漏えいリスクの低減や社内内外に対する透明性を「一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会のDXマーク」を取得し、取り組みの信頼性を担保。
- 他社と比較した強みは、自治体とのシステム連携を試行している。また、蓄積データを市役所と共有する試験運用を実施し、公共サービスと密接に連携したDXを進めている。そのほか、自治体からの評価やノウハウの共有により、今後、他の同業他社との差別化が期待できる。

DX推進の成果

- 対外的な成果としては、委託元への報告方法がデジタル化へと統一されていく点。また、今回の自社のシステム化を応用して他社のDX化にも貢献。
- 社内での成果は、今回の取り組みで社員を推進リーダーとして初めて起用したことが社内のDX化に大きく良い影響をもたらしている。また、現場社員が積極的に意見を伝えるようになり、その意見を経営者が受け取りやすくなった。
- 今後、デジタル化によって得られる財務成果に関しては、委託業務の時間短縮を行っていく。事業系の業務依頼がある際にも受け入れられるように体制を構築中。



※詳細については下記URL参照

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html

その他



中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）

補助

令和7年度補正予算
（中小企業生産性革命推進事業）
：3,400億円の内数

中小企業庁
イノベーションチーム

事業概要

インボイス枠インボイス対応類型

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的とし、業務効率化やDX推進等に向けたITツールの導入を支援する。

申請枠	補助上限額	補助率
インボイス枠インボイス対応類型	最大350万円	1/2～4/5

補助対象経費

- インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフト
：～50万円（補助率：3/4～4/5*）
50～350万円（補助率：2/3）
- ・PC、タブレット等
：～10万円（補助率：1/2）
- ・レジ、券売機等
：～20万円（補助率：1/2）
- *小規模事業者については補助率4/5、中小企業については補助率3/4。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

複数の中小企業・小規模事業者等（商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等）が連携してITツールを導入する取組を支援する。

申請枠	補助上限額	補助率
複数者連携IT導入枠	(1) + (2) ⇒ 3000万円 (3) ⇒ 200万円	(1) インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2) 2/3 (3) 2/3

補助対象経費

- (1) 基盤導入経費（インボイス枠インボイス対応類型と同様）
 - ・インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト
 - ・PC・タブレット等
- (2) 消費動向等分析経費
 - ・消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等
 - ・AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ等
- (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

※制度の詳細は下記URL参照 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業庁
経営支援課

事業概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。

事業名	概要
よろず支援拠点事業	・各拠点に在籍する多様な分野に精通したコーディネーターが、あらゆる経営課題の相談に無料で対応。 ・経営課題が明確でない場合や複合的な課題に対しても、課題の整理・分析から丁寧に対応し、相談者に寄り添った支援を行う。 ・よろず支援拠点全国本部について、活動実績の収集・分析を踏まえた拠点毎のパフォーマンス分析等により、各拠点の支援能力向上に努める。 詳細は、右記URL参照： https://yorozu.smrj.go.jp/

その他

【補足】ステップ1 知る ～標準的な規格・相手が求める規格～

- 一般社団法人自動車工業会の汎用PPの目標値を例示します。

公表内容：目標値について（1）－汎用PP－

目標値の考え方

各社共通のボリュームゾーンを対象
(必要に応じて、各社チューニングすることも想定)

項目		汎用PP①	汎用PP②
配合（PCR比率）		25wt%以上	25wt%以上
配合（PCR中ELV比率）		報告	報告
配合（PIR比率）		報告	報告
密度（g/cm ³ ）		0.88～0.94	0.88～0.94
引張降伏強さ(MPa)	23℃	20以上	19以上
引張り弾性率(Mpa)	23℃	1000以上	940以上
引張破断伸び(%)	23℃	15以上	25以上
曲げ弾性率(MPa)	23℃	1000以上	940以上
曲げ強さ(MPa)	23℃	25以上	24以上
シャルピ衝撃値 (kJ/m ²)	23℃	5以上	10以上
	-30℃	2以上	3以上
荷重たわみ温度(℃)	0.45MPa	80以上	78以上
MFR (g/10min)	230℃,2.16kg	18～28	20～30

※汎用PP①：インパネアンダーカバーなど一般部品向け

汎用PP②：ドアトリムなど衝撃要求のある部品向け

公設試験研究機関（工業技術センター、産業技術センター等）を積極的に活用し、成分分析、品質試験、性能評価等を実施してみよう



産業廃棄物処理のマスコット
「てき丸君」

再生材プラスチックの活用促進に向けた 自工会の取組みについて－汎用PP、
複合強化PPの目標値公表 2025年 2月 一般社団法人日本自動車工業会 P9 一部抜粋

【補足】ステップ1 知る ～再生材の特定と自社設備の評価～

- 再生材の特定から自社工程の確認の実務フローを例示します。



■ 重要ポイント

規格等の調査をした上で、自社工程で対象となりそうな再生材を特定することも有効です。
検討したことの記録を残しておくことが重要です。

【補足】ステップ1 知る ～需要把握と供給量把握の例～

- 需要把握のための調査シート例、供給量把握の方法の例を示します。

■ 需要把握の方法の例

需要に応じた再資源化が求められます。

【需要調査シート】

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 対象品目： | 5. 需要量 |
| 2. 調査年月： | ・月間：____t |
| 3. 顧客情報 | 最大：____t |
| ・名称： | 最小：____t |
| ・業種： | 6. 価格条件 |
| 4. 要求仕様 | ・目安：____円/t |
| ・異物率：____%以下 | 7. 取引条件： |
| ・粒 径：____mm | ・契約形態：長期／スポット |
| ・水 分：____% | |
| その他： | |

■ 供給量把握の方法の例

安定供給能力の把握が求められます。

安定供給量

- = 受入量（原料廃棄物 ※変動考慮）
- × 回収率（再生材製造収率）
- × 稼働率（実績・計画 ※安全係数考慮）

■ 重要ポイント

設計能力ではなく実績ベース、変動要因、安全係数を考慮することも必要です。

【補足】ステップ3 磨く ～設備の改良および運用の改善（設備点検）～

■ 設備点検項目と期待される効果の例を示します。

■ まずはできるところからはじめよう

点検項目の例	内 容	効 果
モーター・ベルト・軸受の点検	摩耗・劣化の早期発見と交換	過負荷・電力ロスの防止、故障リスク低減
選別機のセンサー・風量・振動設定の確認	設定値のズレを補正し、キャリブレーションを実施	選別精度の維持、歩留まり改善
フィルター・ダクトの清掃	粉じん堆積を除去し、風量を維持	処理能力低下の防止、電力効率の維持
設備稼働データの記録・分析	電力使用量・処理量・停止時間の継続記録	異常傾向の早期把握、予防保全の強化

■ 重要ポイント

適切な点検・保守は、設備の故障リスクを減らし、処理能力・電力効率・再生材品質を安定的に維持するための重要な取り組みです。

【補足】ステップ3 磨く ～設備の改良および運用の改善（設備の集約）～

- 設備集約の事例と期待される効果を示します。

■ 既存設備の改良ができるか確認しよう

設備集約事例	期待される効果
敷地内に分散していた破碎・選別設備を一つの処理ラインへ統合	複数ラインの同時運転をやめ、1つの主ラインに集約することで、運転人員・点検作業・保守部品を一本化できる
小型設備の複数台運転から、大型設備1台への集約	大型設備は処理能力が安定し、電力効率も高い 例：小型破碎機2台 → 大型破碎機1台に集約し、電力消費を約10～20%削減
原料投入・搬送動線の集約によるロス削減	敷地内の複数エリアへ原料を運ぶ必要がなくなり、フォークリフトの走行距離や待機時間が減少する
設備監視・運転管理の集中化	監視モニターや操作盤を一箇所に集約することで、異常検知が迅速になり、停止時間の削減につながる

■ 重要ポイント

同一事業所内での設備集約化は、事業所の運転効率を高めるだけでなく、処理品質の安定化にも寄与します。

【補足】ステップ3 磨く ～設備の改良および運用の改善（設備の効率化）～



- 設備効率化の事例と期待される効果を示します。

■ 既存設備の改良ができるか確認しよう

設備効率化事例	期待される効果
インバータ制御の導入によるモーター負荷の最適化	従来の定速運転から、処理量に応じた可変速運転へ変更することで、不要な電力消費を削減し、設備全体の運転効率を向上させる
省エネ型設備への更新	最新型の破砕機・選別機・圧縮機等は、同じ処理能力でも消費電力が低く、年間の電力使用量を大幅に削減
処理能力の向上による「再生材1トンあたりの電力消費」の低減	同じ電力消費であっても、処理能力が増加すれば、再生材1トンあたりの必要電力量は低下 例：旧設備 200kWh/日 → 新設備 200kWh/日（同じ）でも、処理量が1t/日 → 1.5t/日に増加すれば、電力原単位は 200 → 133kWh/t に改善する

■ 重要ポイント

エネルギー効率の高い再資源化工程を実現し、温室効果ガスの削減と事業収益性の向上を両立できる可能性があります。

【省令】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（令和七年環境省令第一号）

内 容	条 文
供給先の需要や生産が可能な再生材の規格・量の把握	省令第 2 条関係
可能な範囲で再資源化の生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努める	省令第 3 条関係
省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図る	省令第 4 条関係
目標を定め、その達成に向けて計画的な取組を進める	省令第 5 条関係
人材育成を目的に、従業員の研修や労働環境の改善するための措置を講ずる	省令第 6 条第 1 項・第 2 項係
自ら再資源化の実施状況を公表する	省令第 6 条第 3 項関係

供給先の需要や生産が可能な再生材の規格・量の把握が求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項） 第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。 3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。	- 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 - 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 - 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握

可能な範囲で再資源化の生産性を向上させる技術を有する設備の導入に努めることが求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 （技術の向上に関する事項） 第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。	- 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 - 当該技術を有する設備の導入の検討

【省令第4条関係】設備の改良および運用の改善

省エネ型の設備への改良や運転の効率化を図ることが求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】 （温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項） 第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。 2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。	- 再資源化の工程を効率化する設備の導入 - 再資源化の工程の集約化の検討 - 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等

再資源化の目標を定め、その達成に向けて計画的な取組を進めることが求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】 （再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項） 第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。	処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

【第6条第1項・第2項関係】組織力の向上及び公表（廃棄物管理教育）



人材育成を目的に、従業員の研修や労働環境の改善するための措置を講ずることが求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【人材育成・研修・労働環境の改善】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。 2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。 3 （略）	各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講

【省令第6条第3項関係】組織力の向上及び公表（公表の方法）

自ら再資源化の実施状況を公表することが求められます。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【再資源化の実施状況の公表】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条（略） 2（略） 3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。	各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表